



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 地籍調査に関する事業計画の決定（県土・跡地利用対策課）…………… 1
- 土地改良区の定款の変更の認可・2 件（村づくり計画課）…………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の終了の通知・2 件（道路管理課）…………… 3

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2 件（財政課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 4

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 4

告 示

沖縄県告示第243号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査の事業計画を次のとおり定める。

令和7年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行う者の名称 那覇市
- 2 調査地域 那覇市（古波蔵3丁目）
- 3 調査期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

沖縄県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 認可年月日 令和7年5月30日

沖縄県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年6月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区

2 認可年月日 令和 7 年 5 月 30 日

沖縄県告示第 246 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次のとおり今帰仁村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	米須清和	今帰仁村字謝名 1034 番地
理事	仲宗根正男	名護市字親川 514 番地 1 コーポはるか 104 号
理事	眞榮田勲	今帰仁村字天底 52 番地 2
理事	山城透	今帰仁村字崎山 860 番地 6
理事	玉城健次	今帰仁村字崎山 365 番地 1
理事	神谷昌子	今帰仁村字湧川 2099 番地 1
監事	山城辰哉	今帰仁村字天底 1105 番地 1
監事	座間味重夫	今帰仁村字上運天 1221 番地 5
監事	我那覇尚一	今帰仁村字玉城 694 番地 1

任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	米須清和	今帰仁村字謝名 1034 番地
理事	座間味亮	今帰仁村字仲宗根 495 番地 6
理事	仲宗根康	名護市字為又 260 番地
理事	仲宗根正男	名護市字親川 514 番地 1 コーポはるか 104 号
理事	眞榮田勲	今帰仁村字天底 52 番地 2
理事	山田重美	今帰仁村字湧川 1932 番地
監事	山城辰哉	今帰仁村字天底 1105 番地 1
監事	座間味重夫	今帰仁村字上運天 1221 番地 5
監事	我那覇尚一	今帰仁村字玉城 694 番地 1

沖縄県告示第 247 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 解除に係る保安林の所在場所 中頭郡北中城村字渡口下原 457 番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊平屋村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 公共測量を実施する地域 伊平屋村字田名

2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 6 月 16 日から同年 10 月 31 日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 公共測量を実施した地域 石垣市字平得

2 公共測量を実施した期間 令和 6 年 7 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 作業種類 公共測量（2 級及び 4 級基準点測量）

沖縄県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 公共測量を実施した地域 うるま市石川東恩納及び与那城照間

2 公共測量を実施した期間 令和 6 年 10 月 4 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県予算編成支援システム再構築プロジェクト管理支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部財政課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

3 契約の相手方を決定した日 令和 7 年 4 月 11 日

4 契約の相手方の名称及び所在地 グラビス・アーキテクト株式会社 代表取締役 古見彰里 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号霞が関ビルディング

5 契約金額 44,395,230 円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県予算編成支援システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部財政課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 7 年 4 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社 W i s e V i n e 代表取締役 吉本翔生 愛媛県松山市湊町四丁目 11-4 A-ONE ビル 3 F
- 5 契約金額 355,300,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の届出に対する法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターさくもと浦添店 浦添市牧港一丁目 1216 番 13 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目 61 番 18 号 代表取締役 佐久本嘉幸
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による浦添市の意見の概要
開発の工事に際して、騒音、振動、土砂の飛散等が発生する場合は、これらの除去設備を設ける等して、周辺住民の日常生活に支障のないよう努めるとともに、事前に周知措置を講じること。
- 4 法第 8 条第 2 項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 7 年 6 月 17 日から同年 7 月 17 日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第 106 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
施設警備業務	1 級	10 人	令和 7 年 9 月 25 日（木曜日） 午前 10 時から午後 5 時まで	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部 8 階講堂
	2 級	10 人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (5) 施設警備業務の管理に関すること。
- (7) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 施設警備業務の管理に関すること。
- (7) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (5) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1 級及び 2 級の検定の受付期間及び受付時間は、令和 7 年 7 月 7 日（月曜日）から同月 11 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1 通

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (4) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉
- (7) 1 級の検定を受検しようとする者にあつては、4 (1) のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

(4) 申請の際には、(2) に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3) の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料 16,000 円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1